

平成 30 年 9 月・10 月台風被害にかかる無利息資金の取り扱いについて

神奈川県内の JA は、平成 30 年 9 月・10 月の台風により農業被害を受けた農業者を金融面から支援するため、無利息、保証料無料の資金を平成 30 年 10 月より取り扱っております。

つきましては、下記のとおり資金の概要をご案内いたしますので、ご利用を希望される方はお近くの JA 窓口へご相談願います。

【平成 30 年 9 月・10 月の台風被害にかかる無利息資金の概要】

融資対象者	平成 30 年 9 月・10 月の台風による被害を受けた農業者 (JA の組合員である農業者)
資金使途	①平成 30 年 9・10 月の台風により罹災した農業用施設の再建資金 ②平成 30 年 9・10 月の台風による営農再開に必要な運転資金 ※平成 30 年 11 月 30 日(金)までに JA 窓口に応じ申込みがあった場合に限り、台風被害にかかる支払済み資金について対象となります。
融資限度額	原則 1,000 万円以内 ※支払済み資金については 300 万円未満
融資期間	①農業用施設の再建資金 原則 10 年以内(最長据置期間 3 年含む) ②営農再開に必要な運転資金 原則 5 年以内(最長据置期間 1 年含む)
融資金利	0% (無利息)
担保	原則、不要です。
保証	JA が指定する保証機関の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、最終償還時の年齢が 76 歳以上の場合は農業後継者、法人の場合は代表者を原則連帯保証人としていただきます。 ・保証機関：神奈川県農業信用基金協会 ・保証料：無料
手数料	手数料につきましては、無償で対応いたします。
取扱期間	～平成 31 年 3 月 29 日(金)

※ 融資限度額および融資期間が上記の内容を超える案件のご相談もお受けいたします。

※ お申込みに際しては、JA および JA が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ ご返済額の試算については、JA 窓口までお問い合わせください。